

いじめ防止等対策の取り組みについて

鶴岡工業高等専門学校

	点検項目	令和3年度の取組に対する自己評価	改善のための措置	改善時期
1	機構のいじめ防止等対策ポリシー1条に規定されている「いじめ」の定義について、全教職員の共通理解を図り、いじめの認知が確実に行われるよう意識啓発を行った。	4月初めの教員会議で周知した。また、9月の研修会でその理解度を確認した。	引き続き定期的に開催する。	—
2	定期的(2ヶ月に1度)に「学校いじめ対策委員会」を開催し、いじめやいじめの疑いのある事例について情報共有したり、各事例への対応方針を協議したりした。	本校で策定したいじめ防止等対策プログラムに即して、委員会を開催した。	引き続き定期的に開催する。	—
3	機構のいじめ防止等ガイドラインに基づき、教職員に対し年1回以上のいじめに関する研修を企画し、実施している。	本校で策定したいじめ防止等対策プログラムに即して、研修会を企画・実施した。	今後も継続する。	令和5年3月
4	学校がいじめの防止等の対策を組織的に推進することができるために、「学校いじめ対策委員会」が行う職務内容を定めて、全教職員に周知した。	年度初めの教員会議とメールによる周知を行った。	今後も継続する。	—
5	いじめの未然防止や早期発見のための取組について、「学校いじめ対策委員会」が年間計画(学校いじめ防止プログラム)を策定して全教職員に周知した。	4月初めの教員会議で周知した。	今後も継続する。	—
6	いじめの問題を一人で抱え込むことがないようにするために、教職員が学生の気になる様子を把握した場合に、「学校いじめ対策委員会」へ報告することを徹底した。	学生の気になる様子を把握した場合は報告するよう、教職員に周知を行った。	いじめアンケート結果などを参考にしながら、教職員による見守り等を指示するようにした。	令和4年6月、8月、10月、12月
7	機構のいじめ防止等対策ポリシー第16に規定されている「重大事態」の定義について、全教職員に周知しているとともに、重大事態に関する「事実関係を把握するための調査」の実施に当たっての「学校いじめ対策委員会」の役割を定めている。	全体周知までは至っていないが、委員会での役割は定めている。	いじめ対策委員会を中心とした重大事態対応の仕組みがあり、今後も維持していく。	—
8	いじめの事案について、学生の実態や指導の経過等の情報が関係教職員で共有できるようになっている	その都度、委員会でも共有および協議し、関係教職員の共有体制を整えている。	今後も継続する。	—
9	令和3年度の取組に対し、学校いじめ防止等基本計画、学校いじめ防止プログラム、早期発見・事案対応のマニュアルが実行性のあるものとなっているかを検証し、令和4年度の実施計画に反映しているか	令和3年度の取組を踏まえ、令和4年度の実施計画を立案した。	令和4年度の結果を踏まえ、再検討する。	令和5年3月
10	学生を対象に、いじめを把握するためのアンケートを定期的に(年4回以上)実施するとともに、その内容を「学校いじめ対策委員会」等、教職員間で共有できるようにした。	アンケートを定期的に実施し、その内容は委員会及び担任教員で共有した。	今後も継続して実施していく。	—
11	「学校いじめ対策委員会」の構成員の一人として、スクールカウンセラーを含み役割を明確にしているとともに、スクールカウンセラーが得た情報を、教職員間で共有できるようにしている	明確にするところまでは至っていないが、その都度、委員会で話し合い対応している。	地域柄常勤のスクールカウンセラーは配置できていない。非常勤かつオンライン対応のみで2名のカウンセラーの配置に留まっているが、委員会での状況共有は定期的に行っている。	—
12	機構のいじめ防止等ガイドラインに基づき、学生に対し年1回以上のいじめに関する研修を企画し、実施している。	9月に実施した。	引き続き、定期的に実施する。	—
13	どのような行為がいじめに該当するか、学生が理解を深める取組を実施している。	いじめアンケート内でいじめの定義を認知させる程度に留まっている。	いじめ防止週間を実施して、学生の理解を深める。	令和4年11月～12月
14	学生自らが、いじめ問題に主体的に行動しようとする(学生主体による防止プログラムの実施を含む)取組を推進している	R3年度は行っていない。	学生会が主体となって、いじめ防止週間を実施し、学生相互の認知度を向上させる。	令和4年11月～12月
15	学校がいじめ防止の取組について、保護者の理解を得るとともに、連携・協力体制を築くため、書面やホームページ等で、学校いじめ防止基本計画や取組状況等の内容を周知した。	保護者には、基本計画を郵送し、取組について理解を促した。また、ホームページに基本計画を掲載し、広く周知を行っている。	今後も継続して実施する。	令和4年4月
16	いじめが認知された場合には、被害・加害の双方の保護者に対して、「学校いじめ対策委員会」による解決に向けた対応方針を伝えることを徹底している。	年度初めの学校いじめ基本方針の提示に留まっている。	実際にいじめの認知がなされた場合は、学内対応だけでなく、保護者への連絡も織り交ぜながら、対応するようにしている。	令和4年7月
17	外部の有識者等で構成される会議(運営協議会や外部評価委員会等)で、学校いじめ防止等基本計画の内容を説明するなどして、連携・協力体制を築いている。	外部委員会との連携・協力までには至っていない。	外部評価の時期に合わせて、いじめ防止対策に関する評価を受ける予定である。	令和5年2月
18	いじめが犯罪行為に該当することが疑われる場合などは、直ちに警察等と情報を共有するなど、連携して対応する体制ができている。	事件事故等の連携体制は図られているが、いじめに特化した連携までには至っていない。	年度の初めや夏季休業の前などに学生指導講演会を開催し、地元の警察署に講演を依頼しているが、それらの機会を利用して、生活安全課などの連携を確認し、非常時における連絡体制を整備している。	令和4年4月、6月